

○糸魚川市希少野生動植物保護条例施行規則

令和5年6月29日

規則第27号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 個体等の取扱いに関する規制(第3条—第11条)

第3章 希少野生動植物保護監視員(第12条—第14条)

第4章 雑則(第15条—第17条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、糸魚川市希少野生動植物保護条例(令和5年糸魚川市条例第16号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定の告示等)

第2条 条例第9条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

(1) 種の名称

(2) 指定の理由

2 条例第9条第6項において準用する同条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

(1) 種の名称

(2) 指定の解除の理由

第2章 個体等の取扱いに関する規制

(指定希少野生動植物の捕獲等の届出)

第3条 条例第11条第1項の規定による届出は、指定希少野生動植物捕獲等届出書(様式第1号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 捕獲等をしようとする区域を示した縮尺5万分の1以上の位置図

- (2) 捕獲等をしようとする区域の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の図面
- (3) 捕獲等の方法を明らかにした書類で市長が必要と認めるもの
- (4) 捕獲等をしようとする者の監督の下に捕獲等に従事する者がある場合にあっては、その従事する者の住所、氏名及び職業を記載した書類
(指定希少野生動植物の捕獲等の禁止等の命令をする場合)

第 4 条 条例第 11 条第 2 項の規定による捕獲等の禁止若しくは制限又は必要な措置を執るべきことの命令は、次の各号に掲げる命令の区分に応じ、当該各号に定める場合にするものとする。

- (1) 捕獲等の禁止の命令 捕獲等を行うことにより指定希少野生動植物がその場所において絶滅するおそれがある場合その他指定希少野生動植物の生息地又は生育地の存続に極めて重大な影響を及ぼすと認められる場合
- (2) 捕獲等の制限の命令 捕獲等を行うことにより指定希少野生動植物がその場所において著しく減少するおそれがある場合その他指定希少野生動植物の生息地又は生育地の存続に重大な影響を及ぼすと認められる場合
- (3) 必要な措置を執るべきことの命令 捕獲等を行うことに伴い指定希少野生動植物の生息又は生育の環境に著しい負荷を与える場合その他指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすと認められる場合
(指定希少野生動植物の捕獲等の届出に係る適用除外)

第 5 条 条例第 11 条第 6 項第 1 号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- (2) 保護団体が行う個体の保護のための活動に伴って当該個体の捕獲又は採取をするもの(必要最小限の捕獲又は採取であって、あらかじめ市長に協議したものに限り。)であること。
(特別指定希少野生動植物の捕獲等の禁止に係る適用除外)

第 6 条 条例第 12 条第 1 項第 2 号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。

- (2) 大学(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学及び国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 4 項に定める大学共同利用機関をいう。)における教育又は学術研究のために捕獲等をするもの(あらかじめ特別指定希少野生動植物捕獲等届出書(様式第 2 号)により市長に届け出たものに限る。)であること。
 - (3) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするもの(あらかじめ前号の届出書により市長に届け出たものに限る。)であること。
 - (4) 保護団体が行う個体の保護のための活動に伴って当該個体の捕獲又は採取をするもの(必要最小限の捕獲又は採取であって、あらかじめ市長に協議したものに限る。)であること。
- 2 前項第 2 号の規定による届出には、第 10 条第 2 項に掲げる書類を添付するものとする。
 - 3 第 1 項第 3 号の規定による届出には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 捕獲等をしようとする区域の状況(移動又は移植をしようとする区域の状況を含む。)を明らかにした図面
 - (2) その他市長が必要と認めて指示した書類
- 第 7 条 条例第 12 条第 2 項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。
- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)第 10 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (2) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 3 項又は第 21 条第 3 項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (3) 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 17 条第 1 項又は第 26 条第 3 項第 7 号の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (5) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 125 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
 - (6) 新潟県希少野生動植物保護条例(令和 3 年新潟県条例第 8 号)第 14 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

2 条例第 12 条第 3 項の規定による法令等の許可を受けたことを証する旨の報告は、法令等の許可を受けたことを証する旨の報告書(様式第 3 号)により速やかに行わなければならない。

3 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 法令等の事務を所管する行政庁から交付された許可証の写し

(2) その他市長が必要と認めて指示した書類

(特別指定希少野生動植物の個体等の加工品)

第 8 条 条例第 13 条の規則で定める加工品は、剥製その他の標本(剥製その他の標本として製造する過程のものを含む。)とする。

(特別指定希少野生動植物の個体等の捕獲等の目的)

第 9 条 条例第 14 条第 1 項の規則で定める目的は、教育の目的、特別指定希少野生動植物の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他特別指定希少野生動植物の保護に資すると認められる目的とする。

(特別指定希少野生動植物の個体等の捕獲等の許可申請等)

第 10 条 条例第 14 条第 2 項の規定による許可の申請は、特別指定希少野生動植物捕獲等許可申請書(様式第 4 号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 学術研究論文の写し、教育方針又は調査方法を記載した書類その他これらに類する書類で、捕獲等をしようとする目的を証明することができるもの(捕獲等の目的が繁殖である場合を除く。)

(2) 捕獲等をしようとする区域を示した縮尺 5 万分の 1 以上の位置図

(3) 捕獲等をしようとする区域の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の図

(4) 捕獲等の方法及び捕獲等をした個体の取扱方法を明らかにした書類であって、市長が必要と認めるもの

(5) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

(6) 捕獲等をした個体を繁殖させようとする場合にあつては、繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

- 3 条例第 14 条第 5 項の許可証は、特別指定希少野生動植物捕獲等許可証(様式第 5 号。以下この条において「許可証」という。)によるものとする。
- 4 条例第 14 条第 6 項の規定により従事者証の交付の申請をしようとする者は、特別指定希少野生動植物捕獲等従事者証交付申請書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。
- 5 条例第 14 条第 6 項の従事者証は、特別指定希少野生動植物捕獲等従事者証(様式第 7 号。以下この条において「従事者証」という。)のとおりとする。
- 6 条例第 14 条第 7 項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請をしようとする者は、特別指定希少野生動植物捕獲等許可証等再交付申請書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。
- 7 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から 30 日以内に、これを市長に返納しなければならない。
- 8 前項の規定により許可証の返納をする者は、当該返納の際に捕獲等に係る個体の場所ごとの数量及び処置の概要を市長に報告しなければならない。
- 9 条例第 14 条第 7 項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を発見したときは、速やかに、発見した許可証又は従事者証を市長に返納しなければならない。

(特別指定希少野生動植物の個体の取扱方法)

第 11 条 条例第 14 条第 9 項の規則で定める方法は、次に掲げる要件を満たす方法とする。

- (1) 当該個体等を適当な飼養栽培施設に収容すること。
- (2) 当該個体等の生息又は生育に適した条件を維持し、又は当該個体等を損傷しないよう適切に管理すること。

第 3 章 希少野生動植物保護監視員

(委嘱等)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を糸魚川市希少野生動植物保護監視員(以下「監視員」という。)として委嘱する。

- (1) 野生動植物の種に精通し、監視活動に積極的に参加できる者
- (2) 自然環境団体の構成員

- (3) その他市長が認めた者
- 2 監視員の任期は3年以内とし、委嘱の際に定める。
- 3 監視員は、無報酬とする。

(任務)

第13条 監視員は、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 指定希少野生動植物の個体の生息地及び生育地における定期的な監視活動
 - (2) 指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれのある行為をしている者への指導
 - (3) 前2号の任務を実施した場合の市長への監視活動の結果及び指導内容の報告
- 2 監視員は、次に掲げる場合にあっては、直ちにその旨を市長に通報しなければならない。

- (1) 条例の違反者を発見した場合
- (2) 前項第2号の指導に従わない者がいた場合
- (3) その他監視員が緊急に通報する必要があると判断した場合

(監視活動における留意事項)

第14条 監視員はその任務に当たって次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 市が貸与する監視員の腕章等を着用すること。
- (2) 身分証明書(様式第9号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示すること。
- (3) 前条第1項の任務を遂行するに当たって危険を伴うおそれがある場合は、その回避に努めること。

第4章 雑則

(個体等の捕獲等の報告)

第15条 市長は、条例第11条第1項並びに第6条第1項第2号及び第3号の規定による届出があったときは、当該届出を行った者に対し、捕獲等に係る個体の場所ごとの数量及び処置の概要の報告を求めることができる。

(有識者の助言)

第16条 市長は、第3条第1項並びに第6条第1項第2号及び第3号の届出書、第7条第2項の報告書、第10条第1項、第4項及び第6項の申請書並びにこれらの添付

書類について、その内容を審査するに当たっては、有識者に助言を求めることができる。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、希少野生動植物の保護に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 章の規定は、公布の日から施行する。